

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和4年5月20日(2022.5.20)

【国際公開番号】WO2019/229604

【公表番号】特表2021-526100(P2021-526100A)

【公表日】令和3年9月30日(2021.9.30)

【出願番号】特願2020-566783(P2020-566783)

【国際特許分類】

B 6 0 T 13/74(2006.01)

B 6 0 T 13/138(2006.01)

B 6 0 T 8/17(2006.01)

F 1 6 H 1/46(2006.01)

10

【F I】

B 6 0 T 13/74 Z

B 6 0 T 13/138 A

B 6 0 T 8/17 B

F 1 6 H 1/46

【手続補正書】

20

【提出日】令和4年5月12日(2022.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ブレーキキャリア、特に、2つ又はそれ以上の車輪を有する乗物のディスクブレーキを作動する電気油圧式アクチュエータ(100)であって、

30

ドライブシャフト(2)を有する電気モータ(1)と、

前記ドライブシャフトの回転運動を、前記ディスクブレーキの油圧マスタシリンダに作用させるように構成された並進可能部(4)の並進運動に変換するように、前記ドライブシャフト(2)に連結された変換機構(3)と、

前記変換機構(3)を収容するとともに前記電気モータ(1)の第2ハウジング(21)を支持するように構成された第1ハウジング(5)であって、前記変換機構は、前記ドライブシャフト(2)の回転運動を減速するように構成された減速ギヤ(6;36)を有し、前記減速ギヤ(6;36)は一つの部品として回転しないように固定された内歯付クラウン(12;32)を有する、第1ハウジング(5)を備えた電気油圧式アクチュエータにおいて、

40

前記ドライブシャフト(2)の軸に対して及び前記減速ギヤ(6;36)の中心軸(X)に対して前記電気モータ(1)と前記減速ギヤ(6;36)を正確に中心合わせするように、前記内歯付クラウン(12;32)は、前記電気モータ(1)の前記第2ハウジングに直接連結されて挿入された前部(42;62)と、前記変換機構(3)の前記第1ハウジング(5)に一体化された連結部とを有することを特徴とする、電気油圧式アクチュエータ。

【請求項2】

前記一体化された連結部は、前記内歯付クラウン(12)の後部(43)と前記変換機構(3)の前記第1ハウジング(5)との間に直接結合されて挿入される、請求項1に記載の電気油圧式アクチュエータ(100)。

50

## 【請求項 3】

前記一体化された連結部は、前記内歯付クラウン（32）と前記第1ハウジングが一つの部品となった材料の連続性によって作られている、請求項1に記載の電気油圧式アクチュエータ（100）。

## 【請求項 4】

前記内歯付クラウン（12）は鋼で作られている、請求項2に記載の電気油圧式アクチュエータ（100）。

## 【請求項 5】

前記内歯付クラウン（32）は、熱可塑性ポリマー材料で作られている、請求項3に記載の電気油圧式アクチュエータ（100）。

10

## 【請求項 6】

前記内歯付クラウン（12；32）は、前記変換機構（3）の前記第1ハウジング（5）に対して、及び/又は、前記電気モータ（1）の前記第2ハウジング（21）に対して、前記クラウン（12；32）が回転するのを防止するように構成された手段（44；65）を有する、ことを特徴とする請求項1に記載の電気油圧式アクチュエータ（100）。

## 【請求項 7】

前記内歯付クラウン（12）の回転を防止する上述の手段は、ギザギザの付いた帯部（44）を有し、  
前記帯部（44）は、前記クラウンの外周面（45）に設けられ、前記変換機構（3）の前記第1ハウジング（5）と干渉するように構成されている、ことを特徴とする請求項6

20

## 【請求項 8】

前記内歯付クラウン（12）の回転を防止する上述の手段は、前記クラウンの外周面（64）から突出する少なくとも3つの固定部（65）を有し、  
前記固定部は、前記クラウン（32）を前記変換機構の前記第1ハウジング（5）に固定するために、それぞれねじが係合するように構成されている、ことを特徴とする請求項6

## 【請求項 9】

前記内歯付クラウン（32）は、少なくとも3つの窪み（63）を有し、  
前記3つの窪み（63）は、前記クラウンの前記前部（62）の縁に沿って、120°等

30

## 【請求項 10】

前記減速ギヤ（6；36）は、遊星ギヤで、第1減速部（10）を有し、  
前記第1減速部（10）は、前記内歯付クラウン（12；32）と動作上関係する第1減速段と第2減速段を含む、ことを特徴とする請求項1に記載の電気油圧式アクチュエータ（100）。

## 【請求項 11】

前記減速ギヤ（6；36）は第2減速部（11）を有し、  
前記第2減速部（11）は第3減速段を含む、ことを特徴とする請求項10に記載の電気

40

## 【請求項 12】

油圧スラストユニットと請求項1～11のいずれかの電気油圧式アクチュエータ（100）を有する、乗物用の油圧ブレーキ。